

亀山市告示第35号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示（平成29年亀山市告示第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第3 簡易な評価方法は、 <u>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。</u>	第3 簡易な評価方法は、 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ（2）及びロ（2）の規定に基づく評価方法とする。</u>

<p><u>1 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分（一戸の住宅の用途に供する部分を有する場所を除く。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。） 第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に基づく評価方法</u></p> <p><u>2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1項第1号イ（2）及びロ（2）の規定に基づく評価方法</u></p>	<p>[1を加える。]</p> <p>[2を加える。]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。